

開催期日 令和元年 1 1 月 1 5 日

開催場所 中島村役場2階会議室

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和元年11月15日 午前9時00分  
閉 会 令和元年11月15日 午前9時45分  
場 所 中島村役場2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について  
議案第2号 中島農業振興地域整備計画の変更(案)について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者8名・欠席者4名(出欠者名 別紙のとおり)

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本 間 俊 一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 近 藤 修

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、只今から令和元年第10回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長(あいさつ)

改めましてこんにちは。第10回の中島村農業委員会の総会のご案内申し上げたところ、本日は4名の方から欠席の連絡がございました。皆様方におかれましては大変お忙しい中お集まり頂きまして誠にありがとうございます。先月の総会に引き続き、台風被害のお見舞いを申し上げます。先日、事務局と一緒に●●●●の家に行ってきました、お見舞いを渡してまいりました。話には聞いていましたが、また近くを車で通ったりはしていたのですが、想像以上に厳しい状況でした。もちろん住宅は床上浸水で、ひどいものです。幸いと申しますか、ハウスで育てているサンチュですか、あれは発泡スチロールの上で育てているので、水に浮かんで無事だったと。裏を返せばハウスのそんなところ、入り口に水の跡がありましたがかなり上の方まで水が来たようです。もちろん無事だったのは一部だけで、ほとんどは壊滅に近いような状況でした。本当に酷いですね、気の毒といいますか、言葉には言い表せないような心境です。また、ハウスはそういう状況ですが、●さんに聞きますと、住宅は床上浸水で、買ったばかりの軽乗用車も水没して壊れてしまったと。幸い普段使っている自家用車は避難して無事だったようですが、本当に今回は代畑地区の被害が際立っておりまして、5、6件床上浸水で、家財道具も一式駄目になったようです。中島村でもそのような水害でしたから、さらには鏡石や須賀川の方は酷いようです。そんな関係で、今回は出席が少ないのですが、やむを得ないということで一つ皆様のご理解をいただきたいと思います。

さて、今日は議案が2件でございます。どうぞ慎重審議よろしくお願ひ申し上げまして、大変粗辞ではございますが挨拶と代えさせていただきます。本日は本当にご苦勞様でございます。ありがとうございます。

事務局長

ありがとうございました。これより3の議事録署名人の選出からは議事進行を会長に願ひする旨を宣した。

議長

それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出について、1番宮本直人委員、2番小林均委員を指名した。

議長

議事に入る旨を宣し、議案第1号土地利用集積計画に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第1号受付番号第29号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

議案第1号受付番号第29号につきまして、11月8日、貸し手・●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に確認を致しましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第1号受付番号第29号につきまして、只今八代推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また芳賀推進委員と同様に現地についても11月8日に確認を致しましたが問題は無く、借り手は認定農家であり、耕作についても問題は無いものと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第1号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

## 議 長

引き続き、議案第2号中島農業振興地域整備計画の変更（案）について事務局に説明を求めた。

## 事務局長

議案第2号中島農業振興地域整備計画の変更（案）について議案書に従い朗読説明した。また、詳細については事務局より説明させる旨申し立てた。

## 事務局

それではご説明いたします。中島農業振興地域整備計画の変更（案）について、事前に開催通知に同封させていただきまして、皆さんに読んでいただきましたが、年2回ございます随時見直しと違い、今回は総合見直しということで、村全体が対象になります。従いまして、資料が膨大になり、総会で全て説明しては正直何時間かかるかわかりませんでしたので、事前に資料を送付させていただいた次第でございます。

続きまして、ページを開いていただきますと、整備計画書の素案とありますが、事前に皆様に送らせていただいたものと同じです。今回の見直し、変更というのはこの素案を完成させるために行うものです。さらには、資料の最後の方ですが、地図が付されているかと思えます。合計6枚ありますこの地図ですが、農協、土地改良区、建設課等の関係各機関にお願いして、今後10年を見通しての計画について情報提供を受けまして作成したものです。例えば付図2号をご覧ください。右上の方に「用水改良事業」等の記載があり、番号が付されております。そして、地図に番号の点が打ってあるかと思えます。これは、土地改良区さんからの情報提供をもとに地図に落とし込んで作成いたしました。同じように他の地図についても関係各機関からの情報提供を地図に落とし込んであります。

さらに、この地図だけではわかりづらいと思ひまして、資料を用意致しました。皆さんの机の上に「中島農業振興地域索引図」というA3の地図があるかと思ひます。この地図が一番わかりやすいと思ひまして急遽用意致しました。赤色と黄色が目立ちますが、まず黄色の部分ですが、これが農用地区域として残す部分です。従いまして、黄色くなっている部分は全て農地であり、農振法で保護されます農用地区域です。そして、赤色の部分ですが、これが今回の見直しで農用地区域から除外する、農振法での保護をなくす部分です。つまり、赤色の部分は今まで黄色だったということです。この赤色部分が仮に除外されますと、白色に代わります。この地図の白色部分にも当然農地は含まれており、農用地区域の通称「青地」に対して「白地」と言われるのですが、除外された部分は白地になります。

皆さんの中には、赤色、つまり除外する部分が多いためご心配される方もいるかと存じますが、今回の見直しで除外する部分は、ほぼ山林、もしくは現況

が山林になってしまっている農地です。

農用地区域に山林が含まれている背景について、例えば農用地区域と山林が隣接している、もしくは山林の内側に農地がある、そんな場合に山林を含めて農用地区域として設定していたようです。理由は、農業関連の補助を受けるにあたって区域を設定する際に、山林を含まないと区域が確保出来なかった、またはそれに準ずる理由があり山林を農用地区域として設定したと伺っております。

しかし、最後に総合見直しをしたのが平成6年なんですけど、この20数年の間に、山林に隣接する農地は山林に侵食されてしまい、現在は地目は農地ですが現況は山林のような状態の土地が非常に多いです。従いまして、今総合見直しにおいて、山林及び現況が山林の農用地区域の除外を行い、時代に合わせた整備計画を作成する運びとなりました。また、山林は森林法等の関係法令によって保護されており、開発には一定の許可が必要になっております。従いまして、仮に山林を農用地区域から除外しても、開発をするためには山林関係の法令の許可を得なければならないため、農振法の網をかけてまで保護をしておく必要はないのではという意見もあり、山林を除外する運びとなりました。

また、地図の右下に凡例が御座います。それぞれ、青色は編入、緑色は用途変更、茶色は農業用施設用地となっております。黄色や赤色が目立つのですが、非常に面積は小さいのですが何筆かは編入が御座います。さらには、用途区分の変更を行い新たに農業用施設用地とした筆もございます。

以上で事務局からの説明は終了です。審議をよろしく願いいたします。

議 長

議案第2号中島農業振興地域整備計画の変更（案）について質疑に入る旨を宣し、質問等ないか諮ったところ

議 長

索引図ですが、A1が滑津地区で、B1が吉子川地区ということです。その辺勘案して質問してください。

2番小林均農業委員

事務局に質問ですが、農業用施設の件ですが、花等を栽培している施設は該当しないんですか。

事務局

あくまで農業用施設としての届出等があり、村側が把握している農地は記載しましたが、例えば地面をコンクリートで固めたような、転用が伴うような農業用施設を建てた農地等は農業用施設用地とした方がよいとは思いますが、現在中島村の花弁農家で底面をコンクリートで固めたような施設はないと伺っております。

2番小林均農業委員

バイパスの部分が除外されているようですが、今後バイパスが伸びてさらに農地が道路になっていく部分については、この見直しで除外していくのでしょうか。

事務局

既に土地収用が済んで、転用も終わり、地目も農地ではなくなっている部分に関してはこの総合見直しで除外いたします。また、バイパス以外にも、過去に行った道路拡幅の分筆等で農用地区域のまま残ってしまっていた公衆用道路等についても除外します。

また、一点補足説明なんですけど、基本的に農用地区域とは、大字中島の例えば天下一や天神東、西等の基盤整備された優良農地がほぼ全てです。そういった農地は基本的に農地転用は不可とされています。白色の部分にも農地はもちろんあるのですが、黄色の優良農地に比べてどうしても生産規模が劣る、大規模な一団の農地とは言えないため、農振の網をかけてまで守る必要はないということです。

2番小林均農業委員

ということは、この総合見直しによって、時代に合わせた整備計画に直すということでしょうか。

事務局

そう捉えていただければと思います。中でも、山林がずっと農用地区域として含まれていましたが、それを今回の見直しで除外するのが大きいと思います。業者や住民から、何故中島村は山林が農用地区域に含まれているのですかという問い合わせが非常に多かったです。

2番小林均農業委員

今後のスケジュールを教えてください。

事務局

まず、今総会でご意見をいただきましたら、県に事前協議という形で整備計画案を進達します。事前協議が正直いつ終わるかが不明ですが、事前協議が終わり、県より回答が届きましたら、中島村の掲示板で1ヶ月間公告・縦覧を行います。公告・縦覧が終了しましたら、次は約2週間異議申立て期間を設定します。つまり約1ヶ月半程度の期間です。その期間が終わりましたら、次は本協議を県と行います。本協議は不備がなければ事前協議ほどの時間はかからないとは思いますが、本協議が終わり、回答が届きましたら、村の掲示板で公告を行いまして、総合見直しは終了となります。

議長

その他にご意見等ありませんでしょうか。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第2号中島農業振興地域整備計画の変更（案）については、農業委員会としては異議ないということで承認を受けました。慎重審議ありがとうございました。

以上をもって、全議案審議終了につき、その他に入る旨を宣した。

事務局

事務局より説明。

一点目 来月の農業委員会総会の日程は12月16日（月）に行なう。

二点目 農業会議より、台風災害の義援金の募集の通知が届いた。一口千円とのことなので、農業委員会の通帳より人数分支出いたします。

三点目 このあと、福島県下農業委員会大会に参加します。開始が午後1時からなので、途中安達太良SAで昼食休憩を取ります。

議長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和元年11月15日 午前9時45分

議決事項及び賛否の数

議案第1号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について		
	原案のとおり可決	賛成5名	反対0名
議案第2号	中島農業振興地域整備計画の変更（案）について		
	原案のとおり可決	賛成5名	反対0名